

平成28年8月

管内の雇用状況(平成28年6月内容)

有効求人倍率0.54倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

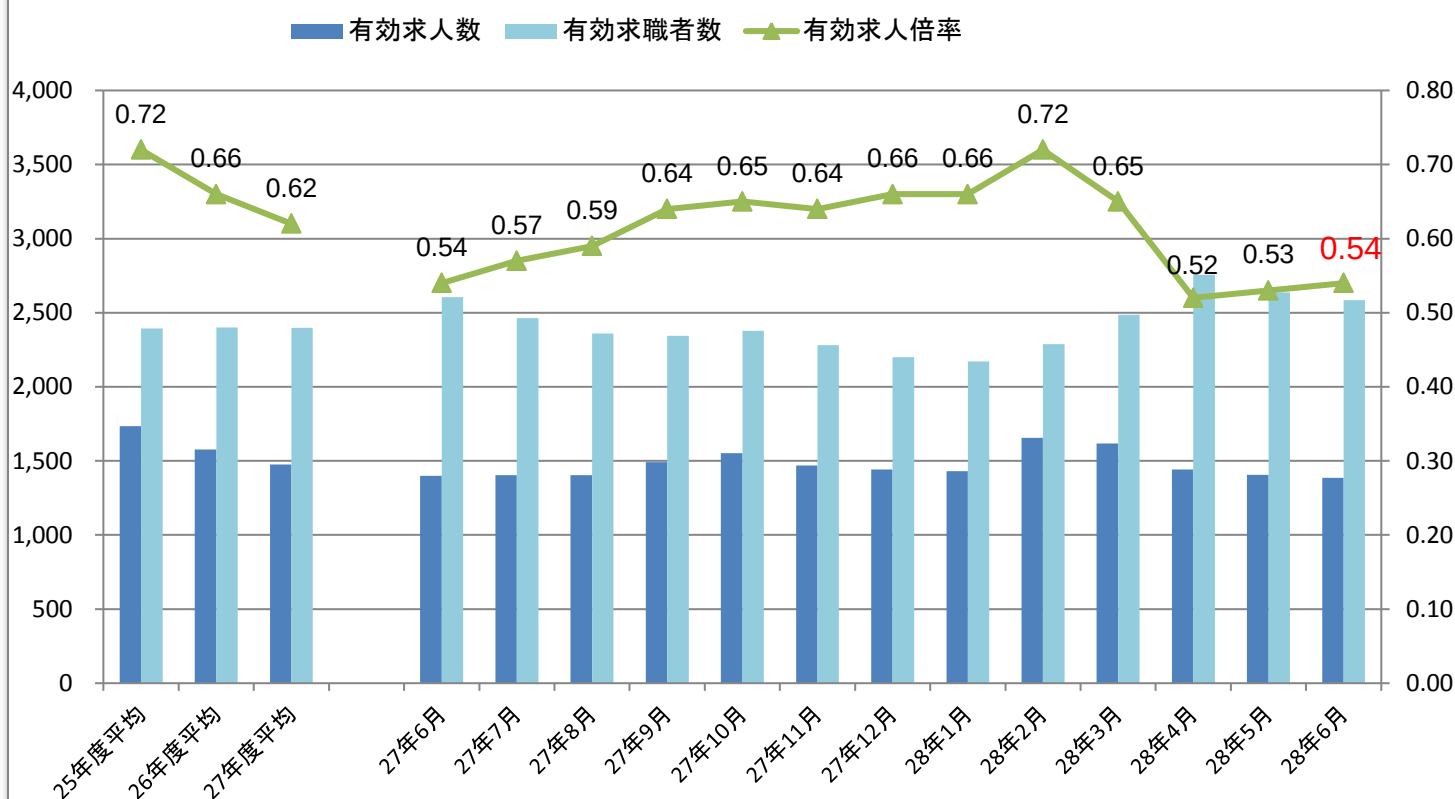
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところではありますが、当ハローワークには安定した職業に就きたいという求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の方が多く、下回ると仕事を探す人の方が多いということになります。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移

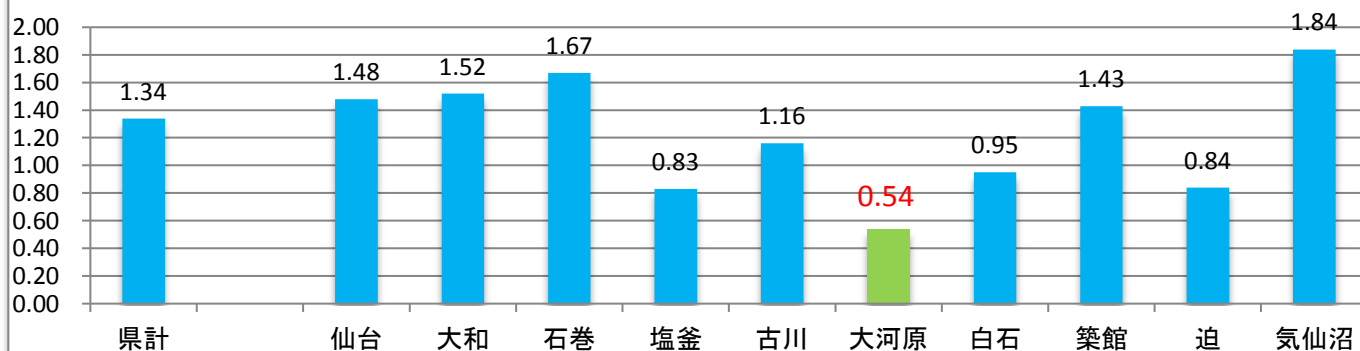
(人)

(倍)



(倍)

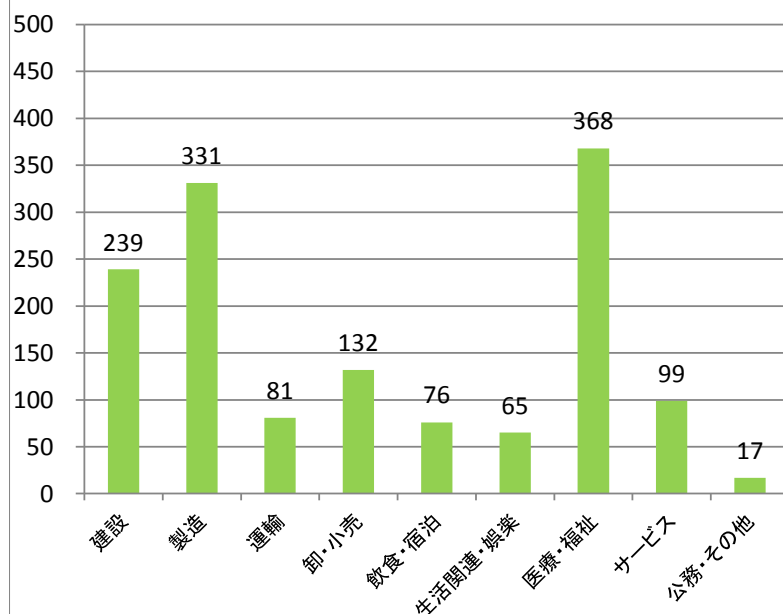
ハローワーク管内別有効求人倍率(28年6月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

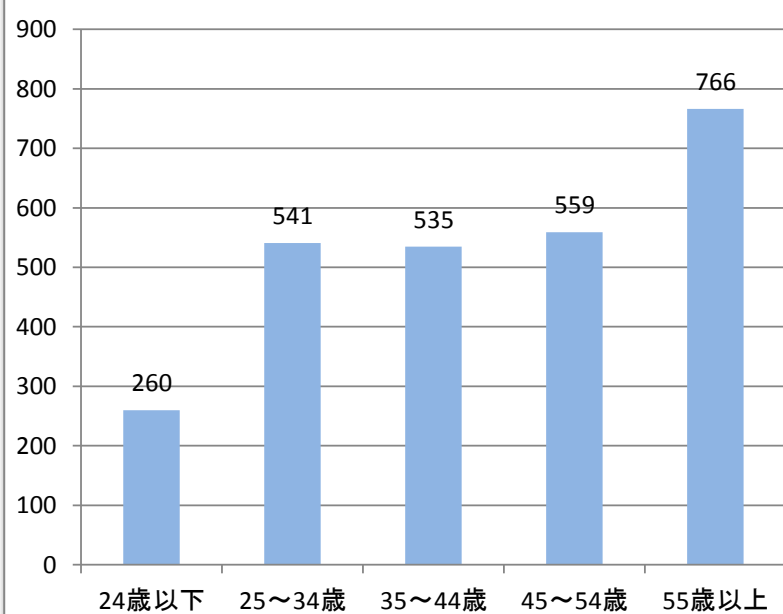
■ 28年4月～28年6月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

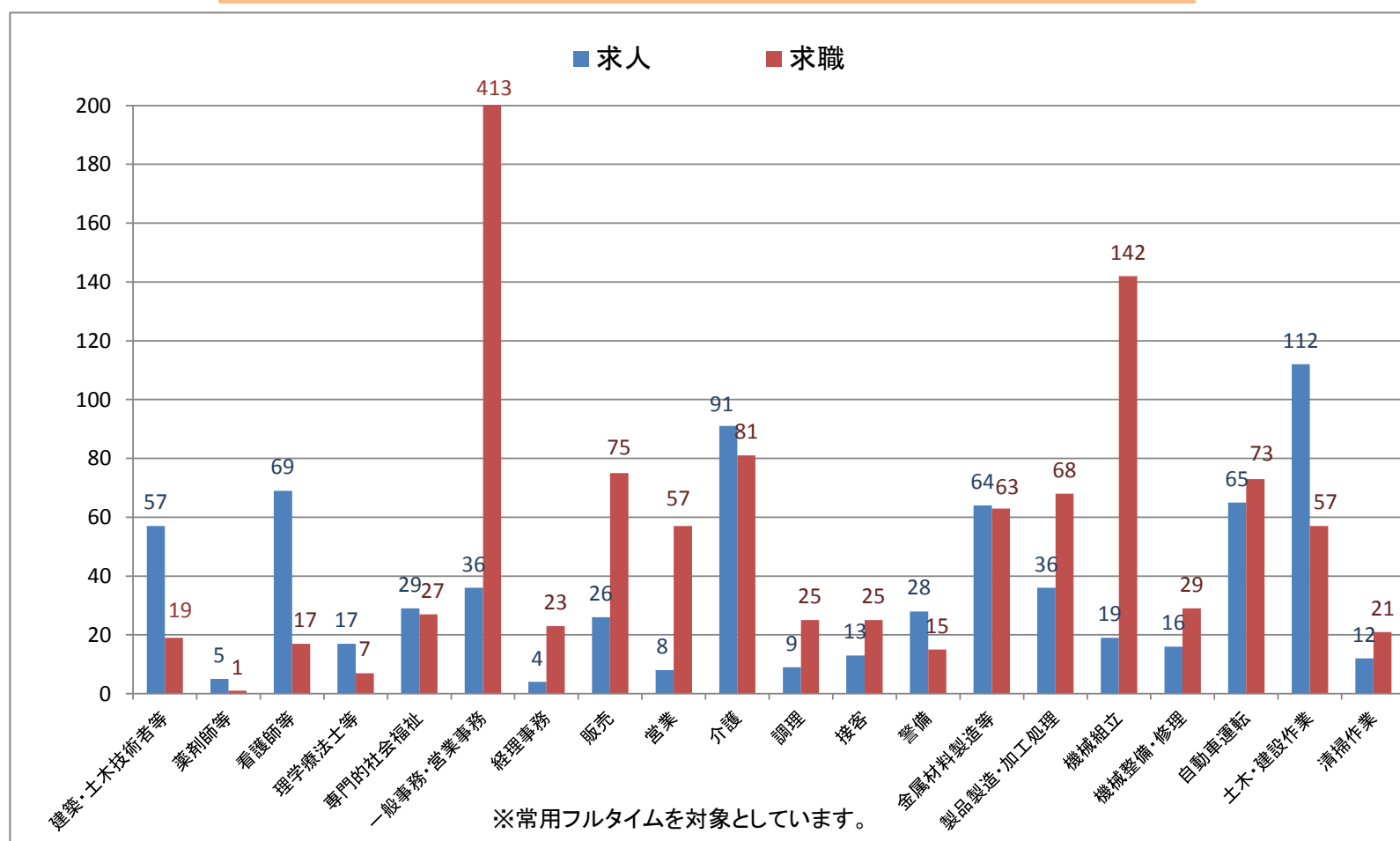
■ 28年4月～28年6月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【28年6月内容】



職業別新規求人賃金情報

【28年4月～6月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	33	0	0	5	10	13	14	18	23
薬剤師等	4	0	0	0	0	0	0	1	4
看護師等	50	0	0	11	29	43	44	31	18
専門的・社会福祉の職業	24	0	7	10	11	14	9	5	1
一般事務員・営業事務員	41	2	21	25	22	14	7	6	3
経理事務員	7	1	2	5	2	2	0	0	0
販売員	19	1	8	14	11	10	3	3	2
営業員	9	0	0	1	4	6	5	5	3
介護の職業	47	3	18	35	32	17	1	0	0
調理の職業	8	0	3	5	4	3	2	2	1
接客の職業	12	1	7	6	5	3	1	0	0
警備員	5	0	4	2	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	41	0	7	24	32	24	17	15	11
製品製造・加工の職業	24	5	14	14	11	7	4	4	0
機械組立の職業	11	2	7	5	4	2	2	2	1
機械整備・修理の職業	11	0	1	6	11	10	8	5	2
自動車運転の職業	47	0	6	12	15	11	11	21	18
土木・建設の職業	50	0	5	17	30	39	31	26	17
電気工事の職業	12	0	0	3	8	9	6	6	4
清掃の職業	6	0	4	4	3	1	0	0	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに作成しています。

中途採用者採用時賃金情報

【28年4月～6月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	229	180	206	231	276	248
専門・技術	247	238	217	247	329	248
事務	207	155	192	189	264	243
販売	349	171	225	406	532	557
サービス	162	148	152	158	157	201
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	220	*	*	*	*	*
運輸	218	143	210	209	244	223
生産工程・労務	220	183	214	223	250	234

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかちのハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（4ページ参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。  <認定マーク>
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 平成28年4月1日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tikikigyoku_m_t.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

1
LL280331派若07

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。